

中津川市立付知中学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（県いじめ防止対策推進法第2条）
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見 いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
- VI 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）
- VII いじめ未然防止年間計画

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対してして、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

I 「いじめ防止 これだけは！」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立付知中学校

いじめをしない！させない！許さない！

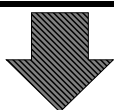


いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対してして、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守ります！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくります。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努めます。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

【早期発見・早期対応】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立付知中学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
 - ◇いじめは、自分からは言いづらいもの
 - ◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
- だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
- 「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題

「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 道徳や学級活動での実践、「ひびきあいの日」の取組
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、生徒会活動）
- いじめに特化した教員研修会

未然防止の組織的な体制づくり

- 「学校いじめ防止基本方針」の公表
- 全職員で方針の理解
- 情報が確実に把握できる体制の整備
- 全職員の危機意識の向上
- 日常的に全職員で情報共有

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立付知中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

◇児童生徒のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。毎週、月曜日の打合せで交流。

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

～生徒のささいな変化に気づくために～

- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 生活ノートの記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「ライフマネジメントシート」「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。（アンケート類は5年保管）
- 学年会や教育相談委員会で気になる生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUTテスト等の実施と活用を行う。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・生徒の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

【資料の保管】

アンケートの質問票の原本等一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする

いじめ発見のポイント

中津川市立付知中学校

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとして下さい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 朝活動に参加せず、遅れてくる。
- ③ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ④ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（仲間がかかわらない）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（仲間がかかわらない）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑪ 席を変わらされる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑫ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる子。
- ⑬ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑭ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑮ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされれている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店へのパシリかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。（女子に多い?）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?パシリで鍵や物を取って来いと命令された）
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重いも物）をやらされる子
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある子（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる子。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている子（当番に嫌がられている可能性あり）

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている子（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている子（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれている子、雑巾を投げ付けられている子。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない子。

7, 体育・部活動

- ① 活動場所に遅れてきて、きつく責められる子。
- ② しばしば、きつい運動を強制的にやらされている子。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる子。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう子。ペアになることを避けられる子。
- ⑤ 練習をやりたがらない子。さぼりがちな子。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる子。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする子。

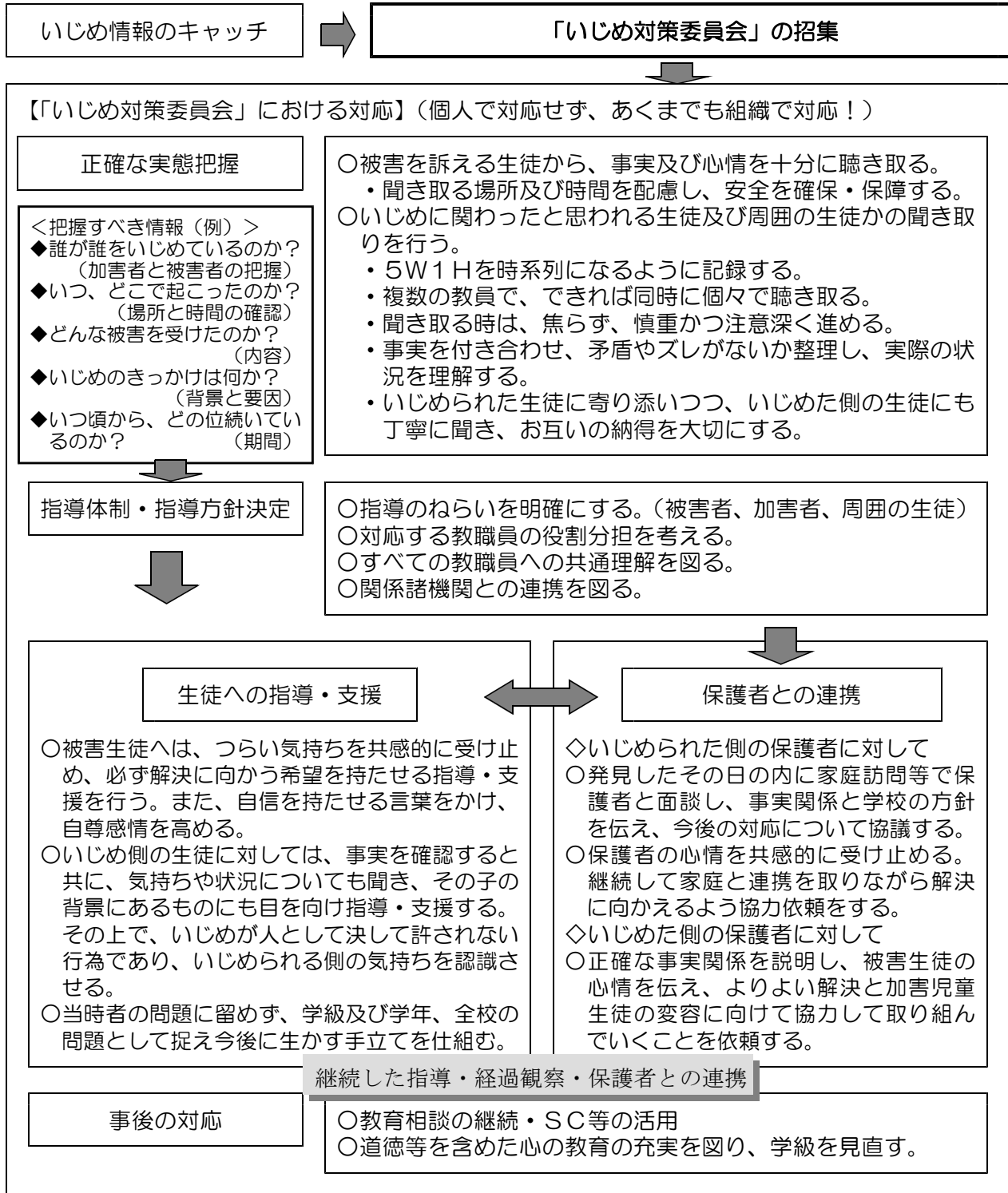
8, その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる子
- ② 急に、成績が下がった子。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいという。（始めはさぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される,落書,画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 生活ノートなどで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 生活ノートなどの中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 生活ノートなどの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

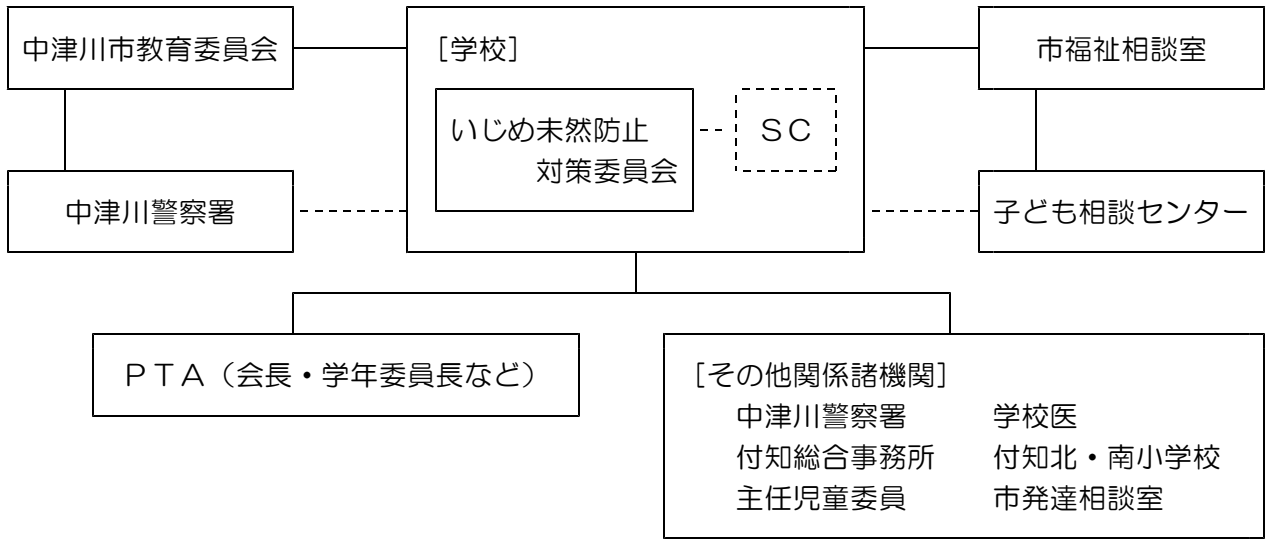
中津川市立付知中学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。



VI 関係諸機関との連携

中津川市立付知中学校



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市生活環境部	生活安全課	66-1111
	生活安全課長	内線：160
中津川市健康福祉部	福祉相談室	66-1111
	福祉相談室長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

Ⅶ いじめ防止対策のための年間計画

平成30年度付知中学校

いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画	
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式等での「学校いじめ対策基本方針」（以下「方針」）の説明 ○学校だより、HP等による「方針」の発信 ○職員研修（いじめ未然防止・対策） ○いじめ未然防止に向けた「学級開き・学年集会・全校集会」の開催 ◇「わかる授業作り」に向けての校内研究計画の立案（研究推進委員会） ■PTA総会（いじめの基本方針説明）授業参観（保護者との懇談） ■家庭訪問（保護者との懇談）
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇3学年の宿泊研修（「居場所づくり」「絆づくり」）に向けた取組 ◇1学年の研修（「居場所づくり」「絆づくり」）に向けた取組 ◆第1回「いじめ未然防止・対策委員会（校内）」の実施
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇2学年の宿泊研修（「居場所づくり」「絆づくり」）に向けた取組 □「いじめアンケートの実施」→教育相談の実施（二者懇談） ◇生徒会による「いじめ撲滅キャンペーン活動」の実施 ○生徒向け「携帯端末研修会（ネットいじめ研修会）」 □ハイパーQ Uテスト実施・分析→教育相談の実施（二者懇談）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回「いじめ未然防止・対策委員会（学校評議委員会）」の実施 ■授業参観（保護者との懇談） ○保護者向け「携帯端末研修会」 ■三者懇談（生徒・保護者） <p style="text-align: right;">* 県いじめ調査</p>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員研修「人権主任による伝達講習、教育相談研修会」 ◆職員による「取り組み評価アンケート」の実施
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇体育大会における「居場所づくり」「絆づくり」の取組 ◆学年会「学年・学級におけるいじめの未然防止について」
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校だより」「学校HP」によるいじめ未然防止の取り組みの啓発
11 月	<ul style="list-style-type: none"> □ハイパーQ Uテスト実施・分析→教育相談の実施（二者懇談） ◆第3回「いじめ未然防止・対策委員会（校内）」の実施 ■三者懇談（生徒・保護者） □「いじめアンケートの実施」→教育相談の実施（二者懇談）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員研修「ネットいじめ研修会」 ◇「ひびき合いの日」の取り組み ■三者懇談（生徒・保護者） ◇命の教育 <p style="text-align: right;">* 県いじめ調査</p>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ◇「わかる授業作り」授業研究（教科における生徒指導の実践） ○半日入学における新入生・保護者向け「いじめ未然防止基本方針説明」 ■授業参観（保護者との懇談） ◇命の教育
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回「いじめ未然防止・対策委員会（学校評議委員会）」の実施 ◆職員会「本年度の取り組みのまとめと来年度の計画」 ◇命の教育 □「いじめアンケートの実施」→教育相談の実施（二者懇談）
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員による「取り組み評価アンケート」の実施 ■授業参観（保護者との懇談） ○学校だよりなど（いじめ未然防止対策評価結果の公表） <p style="text-align: right;">* 県いじめ調査</p>